

東郷町受益者負担適正化の基本方針

1 概要

施設使用料を始め使用料、手数料、利用料金、自己負担金等の住民から特定の行政サービスについて受益者負担を受けるもの（以下「使用料等」という。）について、その算定方法・見直しの時期について基準がないため、受益者負担額の算出根拠となる維持管理費等のコストが変動するにもかかわらず、負担額及び負担割合が適正かどうかについて検証がされていない状況である。

今後老朽化していく施設を住民及び利用者等の適正な負担を基本として維持管理していくため、また、その時々提供する行政サービスについて適正な受益者負担を設定するため、使用料等について定期的な見直しを実施するための基本的な方針を定めるものである。

2 基本事項

(1) 目的

この基本方針は、受益者負担の増額改定をするためのものではなく、受益者負担の適正化を目的とするものである。この基本方針における「見直し」とは、使用料等の負担額及び負担割合が適正かどうかの検証とそれを踏まえて適正な受益者負担となる改定案の作成を行うものであって、全ての使用料等の負担額及び負担割合の改定を意味するものではない。

(2) 受益者負担の原則

受益者負担額は、利用者等からは低額であることが期待されるが、利用者等とそうでない者との負担の均衡を考慮する必要がある。受益者負担額がその提供する行政サービスに係る経費に対し低く設定されることは、反対に町民全体の負担が大きいものとなるため、適正な基準に基づく受益者負担を原則とする。

(3) 受益者負担額の算定基礎

受益者負担額は、その提供する行政サービスに係る人件費、物件費、維持補修費、減価償却費（施設の建設に要した費用を財務省令で定める法定耐用年数で除して得た額をいう。）等のコストを算定基礎とし、その行政サービスの性質等を考慮した負担割合を設定して算定する。

(4) 見直しの周期

使用料等の見直しの周期は、原則 4 年とする。

その時々適切な受益者負担を設定するためには短期で見直すことが望ましいが、条例改正等の議会への手続や利用者等への周知期間も必要なことから、平成 26 年度を最初の年度とする 4 年を周期として見直しを実施することを原則とする。ただし、指定管理者制度を導入している施設の利用料金については、指定管理者の収入となるため、その

指定期間の2年度前（前年度は公募期間となるため）を最初の年度として指定期間ごとの見直しを実施する。

なお、著しい物価変動等による大幅なコスト増減があった場合には、特例としてこの周期より短い期間で見直しを実施する（この場合の「著しい」については、担当課の判断とする。）。

3 見直し対象の範囲等

(1) 見直し対象の範囲

	区 分	例
①	使用料のうち施設使用料及び利用料金（保育所に係る使用料、下水道使用料及び旭ヶ丘污水处理場使用料除く。）	巡回バス料金、老人憩の家使用料、児童館使用料、診療所使用料、ふるさと農園使用料、愛知池漕艇場使用料、中央公民館、図書館、総合体育館、体育施設、町民交流拠点施設 等
②	使用料のうち行政財産の目的外使用料等	庁舎使用料、学校開放として使用する学校使用料
③	手数料	所得証明手数料、評価証明手数料、住宅用家屋証明申請手数料、納税証明手数料、犬の登録手数料、一般廃棄物処理業許可手数料、し尿処理手数料、ごみ処理手数料、印鑑登録証明手数料、住民票の写し交付手数料、優良住宅新築認定手数料、屋外広告物許可申請手数料、市街化・市街化調整区域証明手数料、コンサート・講演代、レガッタ、指定工事店指定手数料 等
④	雑入及び町の歳入とならない受益者負担額	コピー料金、職員駐車場使用料、犬の飼い方受講料、配食サービス自己負担金、放課後児童クラブ参加費、病児・病後児保育料、がん検診負担金、予防接種負担金、とうごう農学校受講料、地図等売払い代、放課後子ども教室参加費、図書売払い代 等

(2) 見直しの対象外

ア 手数料

(1)の表③のうち戸籍に係る手数料は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令において標準額が規定されているため、この基本方針の対象外とし、政令改正に合わせて改正する。

イ 分担金及び負担金（保育料を除く。）

保育料を除く分担金及び負担金については、未熟児養育医療費徴収金、下水道事業受益者負担金が想定されるが、前者は医療費の一部を所得に応じて徴収するもので見直

しの対象外であり、後者については負担区ごとに個別に設定されているため見直しの対象外とする。

ウ 汚水処理場使用料

旭ヶ丘団地汚水処理場使用料については、同処理場が平成 28 年度を目途に廃止予定であり、特別会計に対する繰出金もないため見直しの対象外とする。

(3) 見直し時期の例外

ア 土地に係る使用料

(1)の表②のうち土地に係る使用料については、この基本方針の対象ではあるものの、平成 22 年度以後 3 年ごとに見直しを実施しているため、今年度の見直し対象からは除外し、今後も 3 年ごとに見直しを実施する。ただし、学校体育施設スポーツ開放として小中学校の目的外使用をする場合の土地に係る使用料は除外し、見直しを実施する。

例：道路占用料、準用河川占用料、公共用物使用料、都市公園占用料、行政財産の目的外使用料のうち土地に係るもの

イ 施設の利用料金

(1)の表①のうち利用料金については、この基本方針の対象ではあるものの、指定管理者の収入となっているため、利用料金の算出根拠となる経費について算定を行うが、改定の有無の決定については、指定替え年度の前々年度（平成 27 年度）に実施する。

ウ (1)の表④のうち給食費については、この基本方針の対象ではあるものの、平成 25 年度に消費税率改正コストを含めた見直しを実施し、平成 26 年度から改定を行っているため、今年度の見直し対象から除外し、次回の見直しの際に実施する。

4 保育料、保険料等及び下水道使用料の見直し

(1) 保育料の見直し

保育料は、この基本方針の対象であり、平成 20 年度に改定されてから見直しがされていないため見直しを実施する。

(2) 保険料等の見直し

国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計における保険料についても、この基本方針の対象である。ただし、介護保険料については 3 年ごとに見直しが実施され、また、後期高齢者医療保険料については愛知県後期高齢者広域連合で保険料が設定されているため、今年度の見直し対象から除外する。

国民健康保険特別会計は、経常的に一般会計からの法定外繰出金が支出されていること、また、平成 11 年度に改定されてから見直しがされていないため、特別会計の独立採算を基本とした運営を目指し、保険税の見直しを実施する。

(3) 下水道使用料の見直し

下水道使用料については、経常的に基準外繰出金を支出していること、また、平成 9 年度の供用開始から見直しがされていないため、特別会計の独立採算を基本とした運営を目指し、下水道使用料の見直しを実施する。

5 新たに受益者負担を検討するもの

基本方針の原則に基づき、公の施設で使用料を設定していないもの、特定の行政サービスで受益者負担を設定していないものについて妥当性を検証し、部分的にでも受益者負担を設定できないか検討する。

6 その他

- (1) 見直しによる増額改定の有無については、現行の使用料等との激変緩和措置や近隣市（豊明市、日進市、みよし市及び長久手市）との均衡を考慮して別途決定する。また、受益者負担割合が算出基礎と比して著しく高いもの等については、減額改定についても検討する。
- (2) この基本方針に基づく見直し結果（改定を行わなかった場合を含む。）の概要について、理由とともに公表する。
- (3) この基本方針及びこれに基づく事務処理要領等による算出根拠の作成が難しい場合は、総務財政課協議の上、個別の算定方法とすることがある。
- (4) 平成 27 年 10 月以降に消費税率が 10%へ改正されるときは、4(2)の見直しの周期にかかわらず、この見直しの基本方針に基づき算定した基礎額に対し、税率改正に伴うコストの増額分を加味して使用料等に係る経費を再度算定し、一定の基準により使用料等の改正を検討する。